

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容		特別特定建築物に係る基準適合命令
根拠法令等及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条
処分基準	根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 15 条 所管行政庁は、前条 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第 1 項から第 3 条目での規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。 3 所管行政庁は、前条第 5 項に規定する措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。	